

第85回大分県畜産共進会「肉牛の部」選畜方法

第85回大分県畜産共進会

第85回大分県畜産共進会「肉牛の部」における出品家畜の選畜に関する事項を定める。

- 1 大分県豊後牛生産者組織連絡協議会（おおいた肉牛生産者協議会）、全農系統肉牛生産者、県内に法人の住所を有する肉牛生産者のうち大分県畜産共進会「肉牛の部」（以下「県共進会肉牛の部」という。）への参加を希望する肉牛生産者を対象に、別紙により「県共進会肉牛の部 出品意向調査」を実施する。併せて、大分県畜産協会のホームページにも掲載する。
- 2 県共進会肉牛の部の出品頭数は、原則として第1区（肉専用種）40頭、第2区（乳用種・肉用交雑種）10頭とする。
- 3 県共進会肉牛の部への出品頭数は以下のとおりとする。
 - ・第1、2区合わせて1者2頭までとする。
 - ・各区への出品頭数は原則1者1頭とする。ただし、予定頭数に満たない場合のために2頭出品可能者の意向も確認する。なお、複数の生産者で組織される県農協の飼養施設（大分県農協肥育センター・委託牧場）は、各肥育センター・牧場を1者とする。
- 4 「県共進会肉牛の部 出品意向調査」をもとに出品者を決定する。
 - ア 出品希望者数が出品頭数を上回った場合は、各区別に当該年2月1日の県肉用牛頭数調査の飼養頭数の多い順に出品者を決定する。
 - イ 出品希望者数が出品頭数を下回った場合は、出品意向調査で2頭の出品が可能であると回答があった出品希望者の当該年2月1日の県肉用牛頭数調査の各区別の飼養頭数の多い順から出品者を決定する。
- 5 出品者決定後、県共進会事務局から書面で出品者に通知する。

出品者は、示された期日までに大分県畜産協会へ出品申込書を提出する。